

1. 議事日程（平成31年第1回北広島町議会定例会）

平成31年3月4日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	発議第1号	哀悼決議（案）
日程第4		諸般の報告
日程第5		議長の選挙について
日程第6		議席の一部変更について
日程第7	報告第1号	専決処分の報告について （普通河川板村川河川災害復旧工事変更契約）
日程第8	報告第2号	専決処分の報告について （上草田ため池災害復旧工事変更契約）
日程第9	報告第3号	専決処分の報告について （樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事変更契約）
日程第10	報告第4号	専決処分の報告について （北広島町図書館大規模改修工事変更契約）
日程第11	報告第5号	専決処分の報告について （事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第12	承認第1号	専決処分の承認について （職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
日程第13	議案第1号	特別職の職員で常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第2号	北広島町公民館条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第3号	北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第4号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第5号	豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第6号	千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第7号	北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第8号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第9号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第10号	指定管理者の指定について
日程第23	議案第11号	金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

日程第24	議案第12号	町道の路線の認定について（上小南1・2号線）
日程第25	議案第13号	町道の路線の変更について（中原輪田線）
日程第26	議案第14号	町道の路線の変更について（中頼信南線）
日程第27	議案第15号	平成30年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第28	議案第16号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第17号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第18号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議案第19号	平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第32	議案第20号	平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第33	議案第21号	平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議案第22号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第35	議案第23号	平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第36		施政方針
日程第37	議案第24号	平成31年度北広島町一般会計予算
日程第38	議案第25号	平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第39	議案第26号	平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第40	議案第27号	平成31年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第41	議案第28号	平成31年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第42	議案第29号	平成31年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第43	議案第30号	平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第44	議案第31号	平成31年度北広島町診療所特別会計予算
日程第45	議案第32号	平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第46	議案第33号	平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第47	議案第34号	平成31年度北広島町水道事業会計予算
日程第48	発議第2号	予算審査特別委員会の設置について
日程第49	同意第1号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第50	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
追加日程第1		議長の産業建設常任委員会委員の辞任について
追加日程第2		議長の議会運営委員会委員の辞任について
追加日程第3		議会運営委員会委員の選任について
追加日程第4		議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任について
追加日程第5		芸北広域環境施設組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	濱田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟

8番	山形	しのぶ	9番	亀岡	純一	10番	梅尾	泰文
11番	室坂	光治	12番	服部	泰征	13番	伊藤	淳
14番	中田	節雄	15番	大林	正行	16番	宮本	裕之

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野	博司	副町長	中原	健	教育長	池田	庄策
芸北支所長	清見	宣正	大朝支所長	竹下	秀樹	豊平支所長	益田	智幸
危機管理課長	野上	正宏	総務課長	畑田	正法	財政課長	植田	優香
企画課長	砂田	寿紀	税務課長	浅黄	隆文	福祉課長	細川	敏樹
保健課長	福田	さちえ	農林課長	落合	幸治	商工観光課長	沼田	真路
建設課長	川手	秀則	町民課長	迫井	一深	上下水道課長	中川	克也
消防長	石井	雅宏	学校教育課長	石坪	隆雄	生涯学習課長	西村	豊
会計管理者	畑田	朱美	国土調査事務所長	堂原	千春			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（濱田芳晴） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、美濃議員、3番、真倉議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 副議長（濱田芳晴） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間に決定いたしました。ここで、日程第3、発議第1号、哀悼決議案に先立ち、平成30年12月28日にご逝去されました故伊藤久幸議長のご遺徳をしのび、1分間の黙禱を捧げたいと思います。全員、ご起立をお願いします。16番議席に向かってください。黙禱（黙禱）
- 副議長（濱田芳晴） 黙禱を終わります。着席ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 発議第1号 哀悼決議（案）

- 副議長（濱田芳晴） 日程第3、発議第1号、哀悼決議案を議題といたします。哀悼決議案を事務局が朗読いたします。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 発議第1号、哀悼決議案。北広島町議会議長伊藤久幸氏の逝去に当たり、次のとおり哀悼を決議する。平成31年3月4日、北広島町議会議長濱田芳晴。哀悼決議、故北広島町議会議長伊藤久幸氏は、平成30年12月28日、病により逝去されました。まことに痛恨の極みであり、哀惜の情に絶えません。ここに北広島町議会の決議をもって、恭しく哀悼の意を表します。以上、決議する。平成31年3月4日、北広島町議会。
- 副議長（濱田芳晴） ただいま朗読しました哀悼決議案を決議することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、発議第1号、哀悼決議案は、決議されました。ここで梅尾議員から、北広島町議会を代表して、故伊藤久幸議長に対して、弔意を表する発言の申し出がありますので、これを許します。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 追悼の言葉。去る12月28日逝去されました故伊藤久幸議長の急逝を悼み、慎んで哀悼の意を表します。本日ここに、平成31年第1回北広島町議会定例会が開催されるにあたり、今一人、16番席に在りし日の容姿もなく、その声を聞くことさえできず、議員一同、惜別の情を禁じ得ません。顧みるに、平成11年12月、48歳の若さで大朝町議会議員に初当選されて以来、平成17年2月の合併を経て、北広島町議会議員となり、19年もの長きにわたり、町民のためのまちづくりに献身的な努力を傾注してこられました。最後の2年間は議長という重責を担い、議会のかじ取り役に努められました。昨年4月、体調を崩され、以来、入院、通院と療養を繰り返しながらも、6月、9月、12月の3回の定例会を進めてこられました。特に12月定例会では、病を押してでも議会運営を続けなければという執念さえ感じられ、まさしく議員魂、我々の模範とすべき姿でありました。伊藤議長の幾多の功績は、

必ずや後世にその名をとどめおかれるものと確信いたしております。ここに、在りし日の面影を偲び、生前のご功績をたたえ、ひたすら泉下の平安と、ご遺族並びに北広島町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いいたしまして、一言蕪辞を連ね、もって追悼の言葉といたします。平成31年3月4日、議会運営委員会委員長梅尾泰文。

○副議長（濱田芳晴） 以上で終わります。ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 09分 休 憩

午前 10時 11分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諸般の報告

○副議長（濱田芳晴） 日程第4、諸般の報告をいたします。議長報告は、配布しておりますとおりでございます。次に、今定例会までに受理した請願、陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおり会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配布したとおりです。朗読は省略いたします。以上で諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは行政報告をさせていただきます。4ページをお開きください。企画課の関係でございます。まず、協働のまちづくりということで、地域協議会を中心にいろいろと取り組みをしていただいておりますが、12月以降の主なものをそこへ掲げております。芸北では、芸北未来会議を12月に、豊平の未来を語る会を2月に、千代田地域づくり未来塾をこれも2月に開催をいただいております。今後とも町も一緒になって協働のまちづくりを進めたいと考えているところであります。下段の定住促進の取り組みであります。空き家情報バンクの関係です。今年度1月末までで25件の成約件数があるということでございます。5ページをお開きください。中ほどにUターン奨励金がございます。1月末まで今年度11件の交付申請が上がっているところでございます。次に、7ページをお願いします。福祉課の関係であります。北広島町子育て世代包括支援センターネウボラきたひろしま・てごてごの関係でありますけれども、11月、12月、1月の3か月で、面談、相談等の件数が合わせて797件ございます。毎月260件から280件程度件数があるというところであります。下段のほう見ていただきたいと思います。子ども・子育て支援事業であります。妊娠期、出産期、子育て期に

応じた事業や制度をまとめた、きたひろ子育てガイドブックを12月に作成をし、中学生以下の児童を持つ家庭へ配布をさせていただいたところでございます。8ページをお願いします。命の授業ということで、中学校の3年生に対し、母親と乳児、助産師、保健師等による命をテーマとした授業を実施しております。これは目的としては、思春期を迎えた生徒たちに命の大切さ、性についての正しい知識を身に付けてもらうとともに、結婚、妊娠、出産、子育て等に関する将来の夢を描いてもらおうと、これは少子化対策の一環としても位置付けておるところであります。今年度、全5校の中学校3年生を対象に授業をさせていただいたところあります。10ページをお願いします。保健課の関係であります。元気づくり推進事業として取り組んでおります集会所コース、元気リーダーコース、合わせて現在56会場で進めておるところであります。1月末現在で延べ2万4700名程度の参加人員があるということでございます。14ページをお願いします。農林課の関係であります。鳥獣被害対策についてであります。イノシシ、シカの捕獲実績であります。平成29年度は12月末までの数字であります。818頭でありましたけれども、今年度平成30年度は、イノシシ、シカ合わせて1181頭ということで、昨年度に比べて360頭増えておるといふ状況であります。16ページをお願いします。商工観光課の関係であります。北広島町農山村体験推進事業です。山海島体験活動として31校、809名の児童を受け入れております。17ページには、修学旅行の明細を書いておりますけれども、10校で1078名の生徒を受け入れております。それから、18ページには海外からの教育旅行ということで、9団体247名の受け入れ、合わせて2134名の受け入れを実施しているところあります。20ページをお願いします。建設課の関係であります。地域施工支援事業として、一般分として、1月末現在ですが90件、それから豪雨災害がありました。その災害限定分として35件の申請を受付をしているところあります。21ページをお願いします。一昨年、平成29年の災害復旧事業の関係であります。農林土木関係が136件、公共土木関係が143件ありましたが、ほとんどが契約を済ませておるところあります。若干まだ契約が済んでない部分が公共土木関係でございます。また、昨年平成30年に発生した災害復旧事業でありますけれども、合わせて76件の災害査定をすべて12月に終了したところあります。災害復旧につきましては、これから残っておる部分について、一日も早い復旧に向けて進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。私からは以上でございます。教育委員会関係は教育長から報告いたします。

○副議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から報告を申し上げます。26ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、中段の辺りから説明を申し上げます。1月8日に町内のスキー指導者とスキーの研修会を開催しております。それから町で取り組んでおりますコミュニティスクールの学校運営協議会、壬生小学校、大朝小中学校、豊平学園の協議会を開催いたしました。それから平成30年度、地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰とともに豊平つ子を育てる会が受賞されました。併せまして、平成30年度交通安全優良団体表彰を豊平学園のPTAが受賞をされております。次をお開きください。生涯学習にまいります。まず、1つ目ですが、ふるさと夢プロジェクト事業におきまして、どんぐり北広島金メダル報告会を町内の小中学校で11月から1月9日までに報告会をやっております。それから下にまいります。図書館運営事業でございますが、本館改修工事のため、現在、休館中でございますが、4月の開館に向けまして順調に進んでおります。もうしばらくオープンということになって

おります。それからもう1つ、最後であります、28ページの一番下をご覧ください。12月9日にスポーツフェスタ町民ソフトバレーボール大会を開催いたしまして、町内42チーム、260名の参加がございました。教育委員会からは以上でございます。

○副議長（濱田芳晴） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。ここで暫時休憩をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 23分 休憩

午前 10時 43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） それでは再開し、本会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議長の選挙

○副議長（濱田芳晴） 日程第5、議長の選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○副議長（濱田芳晴） 選挙は投票により行います。議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は15名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、湊議員及び5番、敷本議員を指名します。投票用紙を配ります。（投票用紙配布）

○副議長（濱田芳晴） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。（なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。（投票箱点検）

○副議長（濱田芳晴） 異常ありませんか。（なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） 異常なしと認めます。それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので。順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（坂本伸次） 2番、美濃議員、3番、真倉議員、4番、湊議員、5番、敷本議員、6番、森脇議員、7番、宮本議員、8番、山形議員、9番、亀岡議員、10番、梅尾議員、11番、室坂議員、12番、服部議員、13番、伊藤議員、14番、中田議員、15番、大林議員、1番、濱田議員（点呼・投票）

○副議長（濱田芳晴） 投票漏れはありませんか。（なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。4番、湊議員、5番、敷本議員、開票の立ち会いをお願いいたします。（開票）

- 副議長（濱田芳晴） それでは選挙の結果を報告します。投票数15票のうち有効投票15票、無効はゼロであります。有効投票のうち、宮本議員10票、梅尾議員5票。この選挙の法定得票数は4票であります。従って、宮本議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 副議長（濱田芳晴） それでは、ただいま議長に当選されました宮本議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。ここで、宮本議員の発言を許します。
- 議長（宮本裕之） 先ほどの議長選挙におきまして、議員各位のご推挙をいただき、当選の栄に浴させていただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。本町が発足し、15年という節目を迎える重要な時期に議長就任しましたことは、大変光栄でありますとともに、責任の重さに身が引き締まる思いであります。さまざまな社会情勢が変化中、本町を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。町財政が逼迫する状況の中、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのための防災減災対策、高齢者、障害者、そして子育て世代の福祉の充実、また、農林業をはじめとする各種産業の担い手対策、さらには、道路網の整備や橋りょうの長寿命化等、公共事業費の確保等といった、さまざまな課題解決に向けて、バランスを考慮しながらも着実に推進していかなければなりません。二元代表制における議会の果たす役割を十分に認識し、所信表明でも述べましたように、議会基本条例に基づいた活動を推進し、情報公開と町民参加を基本とした公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますとともに、本町の発展と住民福祉の向上に最善を尽くす所存であります。町民の皆様には、今後とも町議会の役割と活動につきまして、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、議長就任のごあいさついたします。
- 副議長（濱田芳晴） これで議長と議長席を交代します。議員各位の協力ありがとうございました。暫時休憩をさせていただきます。10分から再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 00分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議席の一部変更について

- 議長（宮本裕之） 日程第6、議席の一部変更についてを議題といたします。7番、宮本議員が16番議席へ、議席の一部変更を行います。次の会議から移動を行います。先ほどの議長選挙

結果に伴い、各委員会委員の辞任及び選任に変更が生じます。お諮りします。議長の産業建設常任委員会委員の辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、議会運営委員会委員の選任、議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程にそれぞれ追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（宮本裕之） 異議なしと認めます。従って、議長の産業建設常任委員会委員の辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、議会運営委員会委員の選任、議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程にそれぞれ追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。ここで発言を行いたいので、副議長と交代します。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 12分 休憩

午前 11時 14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 副議長（濱田芳晴） それでは再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長の産業建設常任委員会委員の辞任について

- 副議長（濱田芳晴） 追加日程第1、議長の産業建設常任委員会委員の辞任についてを議題とします。16番、宮本議員の発言を許します。
- 16番（宮本裕之） 産業建設常任委員会委員を辞任いたします。
- 副議長（濱田芳晴） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、宮本議長の退席を求めます。（宮本議長退席）
- 副議長（濱田芳晴） 本件についてお諮りします。議長の産業建設常任委員会委員の辞任を許可することについて、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の産業建設常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。宮本議長の入場を求めます。（宮本議長入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議長の議会運営委員会委員の辞任について

- 副議長（濱田芳晴） 追加日程第2、議長の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

宮本議員の発言を許します。

○16番（宮本裕之） 議会運営委員会の委員を辞任します。

○副議長（濱田芳晴） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、宮本議長の退席を求めます。（宮本議長退席）

○副議長（濱田芳晴） 本件についてお諮りします。議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することについて、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。宮本議長の入場を求めます。（宮本議長入場）

○副議長（濱田芳晴） ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 17分 休憩

午前 11時 18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について

○議長（宮本裕之） 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、湊議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました湊議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで発言を行いたいので、副議長と交代します。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 19分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任について

○副議長（濱田芳晴） 追加日程第4、議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任について、議題とします。16番、宮本議員の発言を許します。

○16番（宮本裕之） 財政健全化調査特別委員会委員を辞任します。

○副議長（濱田芳晴） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、宮本議長の退席を求めます。（宮本議長退席）

○副議長（濱田芳晴） 本件についてお諮りします。議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任を許可することについて、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の財政健全化調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。宮本議長の入場を求めます。（宮本議長入場）

○副議長（濱田芳晴） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 22分 休憩

午前 11時 23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○議長（宮本裕之） 追加日程第5、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。芸北広域環境施設組合議会議員に16番、宮本議員を指名します。宮本議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員に宮本議員が当選されました。宮本議員には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行い

ます。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 24分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 報告第1号 専決処分の報告についてから

日程第11 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてから、日程第11、報告第5号、専決処分の報告についてまでを一括議題とします。以上5件について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第1号から報告第5号につきまして、一括して説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集3ページから10ページまでの報告第2号、第3号、第4号及び第5号につきましても同法の規定により報告するものです。詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第1号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集1ページ、2ページをご覧ください。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定による議会の議決を得て締結した工事、または製造の請負、契約のもので、請負金額の5%以内、ただし5%の額が500万円を超えるときは500万円以内を変更する契約の締結に関する事項ですので、地方自治法第180条第1項の規定により、議案集2ページ、専決処分第2号のとおり、工事請負契約の変更の締結について、平成31年2月4日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。この工事は、平成29年7月に発生した豪雨災害の復旧工事で、平成30年2月28日に一般競争入札により執行したものでございます。平成30年3月7日に仮契約、平成30年3月20日に議決いただいたものでございます。内容について説明いたします。1、工事名、普通河川板村川河川災害復旧工事（29-第125号 小川（英）宅下）。2、工事場所、北広島町奥中原。3、変更請負金額9117万5760円。4、今回変更による減額332万4240円。5、請負者、広島県山県郡北広島町都志見567番地 株式会社竹下建設豊平営業所所長河野武彦。6、変更理由、地質の変化、岩盤露出に伴う護岸の構造変更による数量変更により、工事費が減額

となったためでございます。続きまして、報告第2号について、ご説明申し上げます。議案集の3ページ、4ページをお願いいたします。先ほどと同様に工事請負契約の変更の締結に関する事項ですので、議案集4ページ、専決処分第3号のとおり、平成31年2月13日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。この工事も先ほどと同様、平成29年7月豪雨で発生した災害復旧工事で、平成30年3月14日に一般競争入札により執行したもので、平成30年3月15日に仮契約、平成30年3月20日に契約締結の議決、また、平成30年12月19日に工期の変更について議決いただいたものでございます。内容について説明いたします。1、工事名、上草田ため池災害復旧工事〔502/369〕。2、工事場所、北広島町川戸。3、変更請負金額6799万5720円。4、今回変更による減額4万4280円。5、請負者 広島県山県郡北広島町川戸4718番地1、小屋敷建設株式会社代表取締役小畑隆浩。6、変更理由、現場精査による各種数量の変更による減額でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 報告第3号について、生涯学習課から報告をさせていただきます。議案集の5ページ、6ページをお願いいたします。専決処分第4号につきまして、平成31年2月13日に行ったものでございます。内容につきましては、1、工事名、樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事、2、工事場所、北広島町西八幡原字比尻、3、変更内容、民家保存修理工事仕様の変更、4、請負者、島根県大田市大田町大田イ1263-1、有限会社藤井工務店代表取締役藤井克己。変更の理由でございます。豪雪被害により半壊した民家の解体・復元工事に関しまして、元住民への聞き取り調査等によって建具の造作や加工手間の増減が生じたため、変更契約をしたものでございます。なお、金額の変更等はございません。続きまして、報告第4号につきまして、説明をさせていただきます。議案集は7ページから9ページをお願いいたします。専決処分第5号について、平成31年2月15日に行ったものでございます。内容につきまして説明をさせていただきます。1、工事名、北広島町図書館大規模改修工事、2、工事場所、北広島町新庄北広島町図書館、3、変更請負金額1億6826万4000円、今回変更による増額は64万8000円でございます。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。変更理由でございます。当初設計に見込んでいなかった工事で、屋根瓦工事について、積雪対策から強化棟仕様の棟瓦に変更したこと。内装工事で、書棚の移動によりクロス破損箇所が見つかったこと。排煙装置に破損箇所が見つかったこと。これらの工事の変更を行ったものでございます。報告第5号について、説明をさせていただきます。議案集の9ページ、10ページをお願いいたします。専決処分第1号、平成31年1月15日に専決処分をしたものでございます。1、相手方、住所、広島県山県郡北広島町有間600番地1、事故当事者（被害者）広島県立千代田高等学校校長増田隆、2、事故の概要、平成30年11月6日午後6時30分ごろ、町職員の運転する公用車が広島県立千代田高等学校敷地内の美術室前渡り廊下のスレート屋根に接触し、同屋根の一部を損壊させた。3、和解内容、（1）町は相手方に対し、損害賠償として5万5080円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額5万5080円。上記の金額の内訳、スレート屋根修繕費。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 以上で報告を終わります。



日程第 1 2 承認第 1 号 専決処分の承認について

- 議長（宮本裕之） 日程第 1 2、承認第 1 号、専決処分の承認についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、承認第 1 号について説明します。議案集の 1 1 ページをお願いします。承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、総務課からご説明申し上げます。議案集 1 2 ページをお願いいたします。本専決処分は、人事院勧告に伴い、医師等の初任給調整手当の額の変更を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日に専決処分したものでございます。人事院勧告による職員の給与の改定につきましては、昨年 1 2 月議会において提案、可決していただきましたが、本案件につきましては、手当の額の確定が遅れたため、専決処分をし、整理を行ったものでございます。よろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本件については、後日審議、採決を行います。



日程第 1 3 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

日程第 2 1 議案第 9 号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第 1 3、議案第 1 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 2 1、議案第 9 号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上 9 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第 1 号から議案第 9 号につきまして、一括して説明します。議案集の 1 4 ページをお願いします。議案第 1 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、業務量に応じた行政区長の年報酬とするため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集 1 6 ページをお願いします。議案第 2 号、北広島町公民館条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、平成 3 1 年 4 月の組織改編に伴い、公民館の管理運営を教育委員会部局から町長部局へ移管するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集 2 2

ページをお願いします。議案第3号、北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町公民館条例の改正に伴い、関係条例の整備について、町議会に提案するものです。議案集27ページをお願いします。議案第4号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率改正及び減免規定の整備を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集の33ページをお願いします。議案第5号、豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、豊平保健福祉総合センターの行う事業の変更及び国民健康保険保健事業を行う施設であることを定める必要があるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集35ページをお願いします。議案第6号、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区の用途地域を変更することに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の41ページをお願いします。議案第7号、北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴う布設工事監督者及び水道技術監督者の資格要件の追加等のため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集45ページをお願いします。議案第8号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容との重複部分の整備のため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集52ページをお願いします。議案第9号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明をします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集14ページをお願いいたします。本条例の改正は、行政区長の報酬について、年額6万5000円を年額の上限を8万5000円とし、世帯数に応じて3段階の区分にするものでございます。現在、町内に158行政区ありますが、1行政区当たりの世帯数に大きな差があり、業務量に応じた報酬とするため改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 議案第2号、北広島町公民館条例の一部を改正する条例について、企画課からご説明いたします。議案集は16ページをお願いいたします。この条例は、平成31年4月の組織改編に伴い、公民館の管理運営を教育委員会部局から町長部局へ移管するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものでございます。主な改正内容は、公民館を地域づくりセンターへ名称変更するとともに、組織改編に伴う部局移管に伴い、決裁権者の整合をとるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 議案第3号、北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例について、組織上の見直しに係ることから総務課からご説明申し上げます。議案集22ページをお願いいたします。本議案は、議案第2号の北広島町公民館条例の一部を改正する条例において、各公民館の名称を地域づくりセンターとすることに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。第1条において、北広島町芸北文化ホール条例に規定する北広島町芸北中央公民館の名称を北広島町芸北地域づくりセンターに名称を変更し、第2条において、北広島町図書館条例に規定する各公民館の名称を地域づくりセンターの名称に変更するものでございます。併せて、図書館の開館時間を、午後6時までだったものを午後6時半までに延長するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 議案第4号、国民健康保険税条例の一部改正について税務課から説明いたします。配布をしてあります資料をご覧くださいと思います。要点2点です。1点目は、税率改正です。国保の県単一化に伴い、国保税の賦課方式について、資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へ平成36年度までに県内統一して移行をいたします。今回改正は、その移行に伴う第2年度目の措置であります。改正内容は、所得割と均等割については引き上げ、資産割は引き下げ、平等割は据え置きです。納税者への影響は、引き上げと引き下げが混在しますので、上がる方も下がる方もいらっしゃいます。1人当たりで換算しますと、わずかに負担増になると見積もっております。2点目は、減免規定の整備であります。現行規定にない災害被災者と国民健康保険法第59条該当者を追加します。固定資産税減免者についての規定は、国保税も自動的に再計算されますので、必要ありませんので削除します。減免申請期限については、災害に被災した場合など、納期限前7日の申請が困難な場合も多いと予想されますので、柔軟に対応できるように弾力化します。減免する基準と細部にわたっては、別途減免要領で定めます。また、減免については、現在、県内で取り扱いがまちまちとなっております。県単一化の完了する平成36年度までには全県的に統一をされた取り扱いが決定されていくものというふうに思っております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。なお、参考資料として、現在国会で審議中の地方税法一部改正の国保税にかかわる内容を記載しております。課税限度額と軽減判定所得基準額の引き上げです。3月末に地方税法施行令改正が公布された後、本町条例改正をする予定としております。以上で、説明を終わります。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 議案第5号、豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の33ページをお願いいたします。豊平保健福祉総合センターは、町民の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、保健、福祉及び医療が効果的に連携し、よりよいサービスを提供する施設でございます。今回の条例の改正点は、訪問看護に関するものを削除し、国民健康保険の保健事業を実施することを加えるものでございます。豊平保健福祉総合センターは、国民健康保険診療施設に併設した保健施設として、国保の保健事業を行ってまいります。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 議案第6号、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申

上げます。議案集は35ページから40ページをお願いいたします。この条例は、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区の用途地域を準工業地域から工業地域へ変更することに伴い、区域内における建築物等の制限が改められることになったため、地区計画による建築物等の制限について、用途地域による建築物の制限の内容と整合性を図るため、条例の一部改正について、町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第7号、北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集41ページから43ページをお願いいたします。本条例改正は、学校教育法の改正により、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学士相当の学位が授与されることとなります。このことにより、水道法施行令及び水道法施行規則に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が追加されます。また、技術士法の改正により、技術士試験の専門科目のうち、水道環境の科目が上水道及び工業用水道の科目に統合されることとなります。これら2つの上位法の改正により、本町の条例について一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議案第8号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集の45ページから51ページをお願いいたします。今回の改正理由は、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらの条例の内容と重複している部分があるので、それを整備するために条例の一部改正を行うものでございます。続きまして、議案第9号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案集の52ページ、53ページをお願いいたします。今回の改正理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の改正に基づき、放課後児童クラブの支援員の資格要件を拡大するものでございます。教職員免許法に規定する免許状とすることで、教員免許を取得したことのある者であれば、その後に免許の更新講習を受講、修了していない者、あるいは免許状の有効期限を経過している者、以上の者であっても、放課後児童クラブの支援員としての基礎資格を有するものであることに変更するものです。また、中学校を卒業した者で、5年以上放課後児童クラブに従事した者、こちらにつきましても支援員の基礎資格を有することとなったものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上9議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第10号 指定管理者の指定について

○議長（宮本裕之） 日程第22、議案第10号、指定管理者の指定についてを議題とします。本

案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、議案第10号について説明します。議案集の55ページをお願いします。議案第10号、指定管理者の指定について。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第10号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。議案集55ページをお願いいたします。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものでございます。今回、指定する公の施設の名称は、小水力発電所親水公園であい谷、障害者支援センターさあくる、北広島町新規就農者研修ハウス、大朝産地形成促進施設わさーる産直館、大朝堆肥センター、大朝福祉センター、北広島町道の駅舞ロードIC千代田の7施設で、指定期間は、いずれも平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間で、北広島町道の駅舞ロードIC千代田につきましては、平成34年3月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第11号 金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

- 議長（宮本裕之） 日程第23、議案第11号、金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第11号について説明します。議案集の58ページ及び第11号議案、別紙をお願いします。議案第11号、金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について。本案は、住民の日常生活、経済活動の利便性、快適性の向上及び効率的な事業実施を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律に基づき、金比羅辺地に係る総合整備計画を策定するため、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 議案第11号、金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について、企画課からご説明いたします。町道改良の財政上の特別措置を受けるため、計画策定につきまして町議会に提案するものでございます。内容につきましては、第11号議案、別紙をご覧ください。場所は、北広島町川戸金比羅谷に入る部分でございます。対象としております路線につきましては、町道尾長線。この路線は、各集落から国道433号線に通じる主要な道路であります。狭隘かつ路面不良、路肩不良のため、車両の離合に支障があり、特に冬季には、積雪、凍結により通行困難となることも多く、安全で効率的な除雪作業を可能とし、地域住民の利便性、安全性を確保するという点におきまして、早急な改良整備が必要であるという路線でございます。整備計画でございますが、平成31年度から平成35年度までの5年間、事業

費では、この5年間のうち1億5000万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額も1億5000万円としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第12号 町道の路線の認定についてから

日程第26 議案第14号 町道の路線の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第24、議案第12号、町道の路線の認定についてから、日程第26、議案第14号、町道の路線の変更についてまでを一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第12号から議案第14号につきまして、一括して説明します。議案集の60ページをお願いします。議案第12号、町道の路線の認定について。続きまして、議案集62ページ、議案第13号、町道の路線の変更について。議案集64ページ、議案第14号、同じく町道の路線の変更について、いずれも町道の認定、変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 議案第12号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集は、60ページでございます。お手元に配布いたしました議案第12号の資料と併せてご覧ください。初めに路線番号33646、町道上小南1号線と、路線番号33647、町道上小南2号線ですが、千代田地域有田地区上小南地内で行われております民間の分譲宅地開発事業に伴い設置された道路を町に帰属し、それぞれ30mと110mを新たに認定道路とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて、議案第13号、町道の路線の変更についてご説明申し上げます。議案集は62ページでございます。お手元に配布いたしました議案第13号の資料と併せてご覧ください。路線番号33568、町道中原輪田線については、千代田地域の南方字二反田地内で町道敷の一部について、土地に関する権原がないことが判明したため、起点を変更し、延長156.8mから79m減じて、77.8mに変更するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて、議案第14号、町道の路線の変更についてご説明申し上げます。議案集は64ページでございます。お手元に配布いたしました議案第14号の資料と併せてご覧ください。路線番号33528、町道中頼信南線ですが、千代田地域有田地区上頼信中頼信地内で行われております官民連携による宅地開発事業推進のため、町道の終点を変更し、延長を143.9mから206.1m増加し、350mに変更するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 27 議案第 15 号 平成 30 年度北広島町一般会計補正予算（第 5 号）から
日程第 35 議案第 23 号 平成 30 年度北広島町水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 議長（宮本裕之） 日程第 27、議案第 15 号、平成 30 年度北広島町一般会計補正予算第 5 号から、日程第 35、議案第 23 号、平成 30 年度北広島町水道事業会計補正予算第 3 号までを一括議題とします。以上 9 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、平成 30 年度補正予算の概要について、一括して説明します。別冊の平成 30 年度補正予算書をお願いします。議案第 15 号、平成 30 年度北広島町一般会計補正予算第 5 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 億 3 0 0 0 万円を減額し、予算の総額を 1 6 1 億 8 0 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の 2 次補正に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金の追加、学校教育施設等エアコン設置整備事業における工事費の追加や災害復旧事業を初め、その他事業の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第 2 表に事業別に 1 8 事業を、債務負担行為補正は、第 3 表に追加 5 件及び変更 2 件を、また地方債補正は、第 4 表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第 16 号、平成 30 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 6 1 0 0 万円を減額し、予算の総額を 2 1 億 4 6 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、療養給付費の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 17 号、平成 30 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 0 0 万円を追加し、予算の総額を 8 億 3 1 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の 2 次補正による浄化センター機械電気設備改築更新工事の追加や維持管理委託料の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第 2 表に事業別に追加 2 事業を、また地方債補正は第 3 表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第 18 号、平成 30 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算において分担金の減額や使用料の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第 19 号、平成 30 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 4 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 9 億 3 9 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金積立の追加のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 20 号、平成 30 年度電気事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算において、電気使用料の追加などを計上しております。また、債務負担行為補正は、第 2 表に追加 1 件を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第 21 号、平成 30 年度北広島町診療所特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 0 万円を減額し、予算の総額を 2 億 8 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医薬材料費の追加など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 22 号、平成 30 年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 0 万円を減額し、予算の総額を 6 億 2 1 0 0 万円とするものです。今

回、予算補正を行う主な内容は、施設管理事業の事業精査のほか、決算見込みによる補正を行っております。債務負担行為補正は、第2表に変更1件を計上しております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第23号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第3号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額に118万6000円を追加し、収入予定額を5億6510万8000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から1528万5000円を減額し、支出予定額を5億2581万8000円とし、資本的収入において、既決の収入予定額から3250万円を減額し、収入予定額を4160万2000円とし、資本的支出において既決の支出予定額から6311万円を減額し、2億5056万2000円とするものです。また、第4条において、企業債の限度額を4160万円に改め、第5条において、利益剰余金の処分の補正を行うものです。なお、今回予算補正を行う主な内容は、営業外収益の増並びに事業費用の減及び建設改良費の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第15号、北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、財政課からご説明いたします。事前に配布しております資料、平成30年度3月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正の編成上のポイントといたしましては、右側につけておりますので、後ほどご覧いただければと思いますが、国の第2次補正予算に対応しました担い手確保・経営強化支援事業の追加及び決算見込みによる補正予算を計上しております。その結果、一般会計の補正額は4億3000万円の減額補正で、補正後の予算額は161億8000万円となっております。また、中段から下段にかけては一般会計、特別会計における当初予算額からの補正の状況や3月補正後の予算総額の当初予算に対する比率を掲載しております。次に、表には掲載しておりませんが、補正額の大きい事業のみ説明をさせていただきます。補正増の主なものとしては、学校教育施設へのエアコン設置工事費、バス運行事業費、道路新設改良事業でございます。補正額の主なものとしては、課税免除還付金、生活保護費、農林水産施設災害復旧事業費、北広島町図書館大規模改修工事などとなっております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費でございますが、総務費から災害復旧費までの18事業を平成31年度へ繰り越すものです。同じく補正予算書の次のページをご覧ください。第3表に債務負担行為の補正を計上しております。追加として、指定管理施設の期間など5件、変更として、業務用システムの限度額の変更2件でございます。同じく次のページをご覧ください。第4表に地方債の補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で19億992万7000円とし、7000万円を減額するものです。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第16号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、2億3500万円減額し、11億9163万5000円とするものです。2款2項1目一般被保険者高額療養給付費につきましては、2600万円減額し、1億5798万6000円とするものです。これらは、今年度の保険給付費の給付実績に基づき減額するものでございます。続きまして、3ページ、4

ページは、財源更正のみとなっております。5ページ、6ページをお願いします。中段の7款2項1目直営診療施設勘定繰入金につきましては、28万4000円増額し、1305万4000円とするものです。内訳としまして、雄鹿原診療所分を3万6000円増額、八幡診療所分を50万1000円増額、芸北歯科保健センター分を25万3000円減額するもので、いずれも事業実績によるものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。5款1項1目保険給付費等交付金ですが、2億5997万円減額し、14億6055万5000円とするものです。これは、普通交付金のうち保険給付費の給付実績による減額補正と、特別交付金のうち保健事業等の交付額確定による増額補正でございます。8款1項1目一般会計繰入金ですが、103万円減額し、1億6180万円とするものです。これは職員給与費等繰入金を88万5000円減額し、出産育児一時金繰入金を56万円増額し、その他一般会計繰入金を保健事業の実績により、70万5000円を減額するものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第17号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号、歳出補正予算事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。まず、2款1項1目下水道新設費の委託料を500万円、工事請負費を1629万8000円、それぞれ増額するものでございます。こちらは、国の社会資本整備交付金の2次補正により、来年度実施します大朝新庄浄化センターの機械設備改築更新詳細設計を委託料として、また、工事費といたしまして、同じく大朝新庄浄化センターの機械、電気改築更新工事に係る費用を本年度計上いたしまして、繰越事業として実施するものと、本年実施いたしました有田地区下水道築造工事につきまして、事業精査により370万2000円の減額になりますので、それを合計した額について補正を行うものでございます。次に、2款1項2目下水道管理費の需用費を431万6000円の増額、委託料を496万5000円の減額でございます。需用費につきましては、浄化センター及びマンホールポンプなどの施設に係る電気代の追加をお願いするものでございます。委託料の減額は、施設の維持管理委託の契約に対しまして不用となったための減額補正でございます。次に、3款1項1目公債費元金470万円の減額でございますが、こちらは、償還予定に併せて減額をするものでございます。以上、歳出補正合計に予備費の5万1000円の増額を含めまして1600万円の増額をお願いするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書の1ページ、2ページをお願いいたします。事業精査をいたしまして、決算見込みにより1款1項1目受益者分担金を97万円減額、1款2項1目受益者負担金を495万円の増額、3款1項1目下水道事業国庫補助金は、先ほど歳出のほうでご説明をいたしました社会資本整備事業の2次補正1250万円の増額と、事業精査によりまして92万円を減額いたしました。その合計1158万円の増額、4款1項1目の一般会計繰入金を事業精査により806万円の減額をするものでございます。また、7款1項1目の下水道債は、国の2次補正により計上いたしました事業の補助金以外の財源といたしまして、1250万円の増額と合わせて事業精査により400万円の減額、合計850万円を増額いたしまして、歳入補正合計1600万円の増額をお願いするものでございます。なお、社会資本整備事業に係る繰越明許費につきましては、下水道

管理事業の繰越分と合わせて第2表に記載をしております。続きまして、議案第18号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号につきまして、同じく下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。こちらは事業精査をいたしまして、決算見込みにより、1款1項1目受益者分担金を54万9000円の減額、2款1項1目使用料を1万4000円の増額、3款1項1目一般会計繰入金を30万円の減額、5款2項1目雑入を83万5000円増額するもので、歳入補正額合計はゼロ円となりますので、予算総額の変更はございません。雑入の83万5000円につきましては、落雷によります機器破損に対する保険料でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第19号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして、保健課から説明させていただきます。今回の補正の主な項目は、事業精査に伴う決算見込みによる補正と基金の積み立てでございます。歳出の事項別明細書の1ページ及び2ページをお願いいたします。1款3項の介護認定審査会費の介護認定審査会委員報酬を70万円減額でございます。介護認定審査会は、1合議体5名で毎週木曜日に審査会を開催しております。認定審査件数が多いときには2合議体で審査しますが、平成30年4月から、要介護認定制度の事務の簡素化が図られることにより、認定有効期間の上限の延長などがございました。それにより審査会の開催回数が減ったためでございます。2目の認定調査費等の認定調査事業の賃金についてでございますが、こちらは、介護認定事務の臨時職員の変更に伴う賃金の減額でございます。委託料につきましては、先ほどの認定審査会事業と同様、認定調査の委託件数が認定有効期間の上限の延長などにより見込みより少なかったための減額でございます。4款の地域支援事業費につきましては、それぞれ財源更正でございます。5ページをお願いいたします。5款基金積立金でございます。保険者機能強化推進交付金の交付に伴う予算措置でございます。次のページの7款の繰出金でございます。平成29年度の精算に伴う160万3000円の補正でございます。8款の予備費は、端数調整でございます。次に、歳入についてでございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。3款の国庫支出金の4目の保険者機能強化推進交付金は、今年度からの新たな国庫交付金でございます。これは市町村の自立支援重度化防止などの取り組みを支援するための交付金でございます。交付内示に伴い、432万6000円の補正でございます。7款の繰入金は、事務費の不用額に伴う繰入金の減額補正でございます。次のページをお願いいたします。7款2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、平成29年度精算に伴うものでございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議案第20号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算事項別明細書、歳入1ページ及び2ページをご覧ください。1款1項1目を100万2000円増額し、4289万円とし、3款1項1目の一般会計繰入金を100万2000円減額し、ゼロ円とするものです。これは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の変更に伴い、使用料収入の増加が見込まれるため、一般会計からの繰り入れを減額するものです。1枚前に戻っていただき、左側をご覧ください。債務負担行為補正として、小水力発電所親水公園の指定管理料の追加を第2表に記載させ

ていただいております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第21号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号につきまして、保健課から説明させていただきます。今回の補正は、事業精査に伴う決算見込みによる補正でございます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は22万5000円の減額でございます。11節の需用費は、燃料代、修繕料などで30万4000円の増額、13節の委託料は、清掃委託料など29万9000円の減額でございます。19節の負担金は、広島県医師派遣負担金で18万5000円の増額でございます。2目の訪問看護事業費は、需用費の増額、公用車リース料の減額で、6万2000円の減額でございます。3目の歯科保健センター芸北管理費は、24万3000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。2款医業費の1目の医療用機器器具の使用料及び賃借料は、在宅医療用酸素等の借上料の増額と、医療用酸素濃縮機を必要とする患者が見込みより少なかったため減額、これらにより、14節は3万円の増額でございます。18節の備品購入費は、下部消化管用スコープなどの備品購入事業の実績見込みにより11万8000円の減額でございます。2目の医療用消耗品及び5目の義歯加工費は、年間の総額を見込み、それぞれ減額補正するものでございます。3目の医薬品費は、医薬品費が不足するため、91万3000円の増額でございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項の外来収入でございます。年間の外来収入を見込み、国保診療報酬収入及び社保一部負担金、その他診療収入は減額補正でございます。その他診療収入といいますのは、健診料金でありますとかインフルエンザ等予防接種の収入でございます。5目の後期高齢者医療診療報酬収入は増額補正でございます。2項2目の介護保険事業収入は、訪問看護及び訪問リハビリの実績見込みにより増額補正でございます。次の3ページをお願いいたします。3款1項の他会計繰入金でございます。一般会計繰入金は246万9000円の減額、国民健康保険特別会計繰入金は28万4000円の増額でございます。5款2項の雑入でございます。歯科診療所の歯ブラシなどの自費購入によるものでございます。8款1項の寄附金は、雄鹿原診療所へ山県加計ライオンズクラブ様と、ほか1名様から寄附をいただきました。雄鹿原診療所運営費に活用させていただきます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第22号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。主なるものとして、2款1項1目情報化施設管理費につきまして、インターネット利用者の増に伴い、役務費に係る回線使用料の増、委託料に係るモデム等の機器購入などにより、総計323万8000円の増額を行うものでございます。歳入事項別明細書をご覧ください。主なるものとして、2款使用料及び手数料につきまして、インターネット等の加入者増に伴い、778万6000円増額するもので、3款繰入金につきましては、歳入歳出の実績調整に伴い、一般会計からの繰入金を936万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第23号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第3号

につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第3号の7ページ、補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入でございますが、こちらはすべて収入額を精査した決算見込みによるもので、1款1項営業収益の1目給水収益を216万円の減額、3目のその他の営業収益を13万3000円の増額、2項営業外収益の分担金を321万3000円増額するものでございます。次に、収益的支出でございますが、こちらもすべて事業精査し、決算見込みによりまして行ったものでございます。1款1項営業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、そして総係費の記載の節のそれぞれ減額をいたしまして、合計で878万5000円減額するものでございます。また、2項営業外費用の消費税及び地方消費税につきましても事業精査による決算見込みによりまして、650万円の減額をするものでございます。以上、収益的支出を合計で1528万5000円の減額をするものでございます。続きまして、8ページ、資本的収入及び支出でございますが、下の段の支出からご説明をいたします。まず、1款資本的支出の1項1目水道施設建設改良費を4978万1000円減額するものでございます。これは昨年度、平成29年度より施工しておりました壬生浄水場取水施設設置工事につきまして、契約の増額変更を見込んでおりましたけれども、本年度予算での変更はなく、また、それに伴います施工監理委託料につきまして減額等により、1節の委託料を878万8000円の減額、2節の工事請負費につきましては、今申し上げました壬生浄水場取水施設の変更がなかったことと合わせて、水道管の管路更新及び管路布設工事における事業精査により4099万3000円の減額をするものでございます。次に、2項1目企業債償還金につきましては、今年度も予算付けを行い、施工を計画しておりました壬生浄水場の工事につきまして、昨年度から繰り越しをして実施をしましたので、借入額を減額したため、償還額につきまして1332万9000円の減額をするものでございます。以上、資本的支出につきまして、合計6311万円減額するものでございます。また、上の段の収入につきましては、先ほどご説明いたしました工事請負費及び委託料の減額に伴い、1款資本的収入の1項1目企業債につきまして3250万円の減額をするものでございます。次に、2ページをお願いいたします。第5条におきまして、予算第10条を削除いたします内容につきましては、第10条において、繰越利益剰余金のうち5954万7000円の処分先を建設改良積立金とすることとしておりましたが、事業精査により決算予定額として資本的支出額に対する資本的収入額の不足額が当初見込んでおりました額より少額となることから、建設改良積立金へ処分する必要がなくなったためでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上9議案については、後日審議、採決を行います。暫時休憩します。2時35分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 23分 休憩

午後 2時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 施政方針

○議長（宮本裕之） 日程第36、平成31年度北広島町予算の提出に当たり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月町議会定例会に提案しております平成31年度当初予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。町長に就任して以来、明るく元気なまちづくりの実現に向けて、皆様のご意見を幅広くお聞きしながら町政運営に取り組んでまいりました。これまで皆様のご支援、ご協力を賜りながら、着実に事業を推進できましたことに対し、改めて感謝申し上げますとともに、2期目も半ばを迎えるに当たり、原点に立ち返り、諸課題の解決に向けて、今後一層尽力してまいります。少子化・高齢化が進み、人口減少社会と呼ばれて久しい中であって、本町も同様に人口減少が進んでいます。人口減少は、国や社会の存立にかかわる極めて重要な問題であることから、地域で暮らす我々がこの住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしができるための取り組み、また、地域コミュニティを維持していくための取り組みを継続してまいりました。第2次北広島町長期総合計画には、目指すまちの将来像として、人のチカラがあふれるまちをスローガンに盛り込み、実現するための重点方針の一つである、地域に根つき、未来を担う人づくりをまちづくりの基盤に置いています。まちづくりの主体は、ひと・住民です。住民と行政が協働で行うまちづくり、住民自治のまちづくりを進めるために、要となる人づくりにさらに取り組み、一人ひとりの力があらゆる機会に発揮され、活躍できる北広島町の未来につながるまちづくりを推進してまいります。国内の経済の状況であります、企業収益は過去最高を記録し、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境の改善が続く中で、これまでの各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調が続いています。また、個人消費は持ち直しているものの、回復の程度や勢いに依然として地域差が見受けられます。一方で、経済の先行きについては、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある、アベノミクスの成果を全国に一層浸透させて、経済の好循環をさらに加速させるように、施策を実施していく必要があります。このような状況下で、平成31年度は、10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するような予算編成が行われています。当初予算は、新経済財政再生計画において、経済再生なくして財政健全化なしを引き続き基本的な考え方としています。財政健全化への着実な取り組みを進める一方、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度として、幼児教育の無償化をはじめ、一人ひとりの人材の質を高める人づくり改革の推進やAI、ビッグデータなど、第4次産業革命がもたらした新しいイノベーションが経済発展と社会的課題の解決を両立する社会であるソサエティ5.0など、生産性革命の実現に向けた設備、人材への投資などの政策課題への対応を基本方針として、一般会計総額101兆4571億円とし、初めて100兆円の大台を超えました。対前年度比3兆7443億円の増で、過去最大の予算であり、現在、国会で提案、審議されているところであります。平成31年度の国の地方財政対策によりますと、

新たに策定された新経済財政再生計画を踏まえ、地方が国の取り組みと基調を合わせて、歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方創生、人口減少対策などの重点課題に取り組むつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について、前年を上回る額を確保するとしています。また、地方交付税については、厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、平成31年度は転じて前年度を上回る額を確保するとともに、累積する臨時財政対策債について前年度から大幅に抑制しており、地方財政の財政健全化を図るものとなっております。地方財政対策の主なものとして、10月からの幼児教育の無償化、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく国直轄補助事業についての財政措置や公共施設等の老朽化対策を初め、適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費について、橋りょう、都市公園等の長寿命化事業を対象に充実がされております。さらに重点課題対応として、森林環境譲与税、仮称でございますが、を財源として実施する森林整備等の経費が新たに計上され、まち・ひと・しごと創生事業費については、引き続き1兆円が確保されているところであります。地方財政は、依然として厳しい状況にあり、引き続き、広島県、町村会等を通じて、安定的かつ持続的な地方行財政の運営ができるよう、国に強く求めてまいります。広島県では、ひろしま未来チャレンジビジョンにおいて、仕事と暮らしのどちらも諦めることなく追求できる、欲張りなライフスタイルの実現に向けた取り組みにより、景気の緩やかな拡大基調や有効求人倍率が高水準となるなど、経済雇用情勢において堅調な状況が続いてきました。一方では、生産年齢、人口割合の低下が長期的に続いていることや、第4次産業革命の進展により、社会経済システム自体の変革が進み、経済活動、医療、公共サービス分野、働き方、ライフスタイルなどに影響が出てくると予想されることから、平成30年度は、全ての子どもが夢を育むことのできる社会づくり、第4次産業革命を好機とした生産性革命、中山間地域の地域力強化及び都市圏の活力強化、スポーツを核とした地域づくりの取り組みに注力し、社会環境の変化に対応してきました。そうした中で発生した平成30年7月豪雨災害で、数多くの尊い人命が奪われ、住居被害、道路、鉄道、水道などインフラに多大な損害がもたらされ、今後も中長期にわたり、多大な影響を与えることが懸念されます。被災者の方々の一日も早い生活再建と県民生活や経済活動の日常を取り戻すための取り組みを最大限加速化させるとともに、より実効性の高い防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。平成31年度は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プランに基づき、安心をともに支え合う暮らしの創生、未来に挑戦する産業基盤の創生、将来に向けた強靱なインフラの創生、新たな防災対策を支える人の創生の4つの柱により、創造的復興による新たな広島県づくりに最優先で取り組むとしています。併せて、従来からの欲張りなライフスタイルの実現についても、社会環境の変化や県民ニーズを踏まえつつ、引き続き着実に取り組むこととしています。次に、平成31年度における町政運営に対する基本姿勢です。平成30年度は、協働のまちづくりに向けて、各地域協議会でのワークショップの開催や職員研修を重ねてまいりました。平成31年度は北広島町第2次長期総合計画に基づき、協働のまちづくりをさらに推進するため、北広島町のまちづくりの拠点となる庁舎周辺地区都市再生整備事業に着手します。併せて、各地域の公民館を地域づくりセンターとして位置付け、さまざまなまちづくり活動を推進するための協働のまちづくり、人づくりに取り組んでまいります。価値観が多様化し、行政に求められるニーズも高度化・多様化している中、また、限られた資源の中で、課題解決に向け、行政と町民の参加による協働のまちづくりを進め、地域の実情に応じた

課題解決を図っていくことが重要であると考えています。人口減少時代にあつて、人生100年時代といわれる今日、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、本町もまた持続可能な町であることが前提となります。社会情勢も刻々と変化してきますが、時勢の変化に対応しながら、原点に立ち返って、町政運営に全力で取り組んでまいります。本町の財政状況ではありますが、これまで継続してきた財政健全化の取り組みにより、財政の健全性を示す実質公債費比率が改善するなど、一定の成果を上げておりますが、平成27年度から始まった普通交付税における合併特例加算の段階的廃止が平成31年度で最終年となる中、歳入の減少は想定してきたこととはいえ、町政運営に大きな影響を及ぼしております。歳入は減少している一方で、歳出の予算規模は高額で推移していることから、ここ数年は多額の財政調整基金等の取り崩しにより財源を確保している状況にあります。近年、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、災害発生時の財政需要に迅速に対応するためには、基金を一定程度保有することは、行政運営において極めて重要であります。今後も人口減少が進み、人口構造の変化が見込まれる中、社会保障費についても増額していくことが想定されます。また、これまで整備してきた公共施設やインフラ資産における多額の修繕費の発生や更新時期を迎えることによる将来世代への負担増が懸念されるところであります。平成31年度当初予算は、不要不急の事業の停止、事業の選択と集中を行い、限られた予算の中で、第2次北広島町長期総合計画及び北広島町総合戦略に位置付けられた事業を着実に執行していくことを基本としています。内部管理経費の削減や補助費の見直しについては、継続的に取り組んでいるところですが、財源確保の観点から支出の徹底的な見直しを行っております。今後においても財源不足は続くことが見込まれ、財源不足を補う基金も底をつくという事態も想定されることから、中長期的な視点に立って、後世に負担を残さない財政運営について取り組むことが重要であり、第3次行政改革大綱に基づき、財政健全化に向けて業務の減量化・効率化の徹底、歳出の抑制、削減、歳入の確保の強化に努め、将来にわたり、持続可能な財政基盤づくりに向け、全庁一丸となって創意工夫により、事業執行に努めてまいります。以上のような現状を踏まえ、公約に掲げました第2次長期総合計画・地方創生総合戦略の確実な推進、未来の北広島町を担う人づくり、産業・経済の活性化、心豊かで元気なまちづくりの4つの柱の実現に向け、各施策を力強く実行に移し、未来につなぐまちづくりを実践してまいります。本年度に実施します主要な施策について、その概要を第2次長期総合計画に定める5つの重点方針に沿って説明いたします。施策テーマ1つ目は、みんなで創造する実りと活力のあるまちです。農林業振興対策として、農業従事者の減少に伴う農業生産力や集落機能の低下等の課題に対しては、人材育成は未来への投資という長期的視点に立って、引き続き新規就農総合対策事業を実施し、農業振興と地域及び産地の活性化を図っていきます。なお、平成30年からの行政主導の米生産調整制度の廃止は、米農家にとって大きな転換期となりましたが、水稻経営の規模拡大等支援事業により担い手の経営を支援するとともに、今後も国、県の動向に注視しつつ、適切に対応してまいります。園芸作物につきましては、北広島町が定める重点品目、推進品目であるトマト、ホウレンソウ、キャベツ等の規模拡大に向け、担い手の育成や農業参入企業への支援を通して、産地強化、経営力の向上を推進し、地域農業の振興に引き続き取り組んでまいります。林業分野では、平成31年度から森林環境譲与税を財源に、森林の経営管理を市町や意欲のある事業体が継続的に行う、新たな森林経営管理制度が創設されます。温室効果ガス排出削減や災害防止を図るため森林資源の適切な管理を行い、林業振興を進めてまいります。商工業振興対策では、後継者不足が課

題となっている小規模事業者へ、円滑な事業承継につなげるための支援制度の創設、本町の町内事業者の相互の発展のために中心的役割を担う商工会への支援に加え、起業支援や既存事業者の持続的な発展を目指すビジネス創造支援補助金や資格取得や人材育成のためのがんばる企業応援補助金の継続、さらに小規模事業者に対する経営改善利子補給制度など各種支援制度を継続してまいります。地元企業等活性化対策では、中小企業・小規模企業振興条例に基づき、町内の消費拡大が町内企業の活性化に結びつく地域通貨事業の継続や企業の抱えるニーズや課題などの把握に努め、支援策の検討を行うとともに、雇用マッチングなどの支援に取り組む企業支援員を継続して配置します。施策テーマの2つ目は、誰もが愛着を持って暮らせるまちです。観光振興対策として、農山村体験推進事業、いなか体験サポート事業等を継続し、引き続き民宿や民泊での体験活動や修学旅行の受け入れを中心に、自然や文化を通じた交流の拡大を図り、地域と連携しながら推進いたします。また、北広島観光プロモーション事業では、神楽公演等を通じてきたひろしまの魅力を情報発信し、インバウンド事業の展開により、さらなる交流人口の拡大による地域活性化を図ります。伝統文化保存対策として、ひろしまの森づくり事業を活用した文化財周辺樹林整備、豪雨災害による万徳院参道の修復などを実施をします。新規定住促進化対策では、暮らしアドバイザーの継続、住宅建築補助金、Uターン奨励金交付による総合的な定住促進を継続して推進します。また、本町の移住に向けて暮らしを体験できるお試し住宅の活用について、地元と協働して定住促進を図ってまいります。コミュニティ振興対策では、集落支援員、地域おこし協力隊員の受け入れや住民自治、協働のまちづくりを推進するため、各地域協議会への地域づくり交付金事業により地域の活性化を図ってまいります。若者・子育て世代魅力づくり対策では、平成30年度にスタートした子育て世代包括支援センターニューボラきたひろしまでのごとの支援体制を充実するため、子育てアプリを導入し、スマートフォンでの情報共有、サポートを行い、ニューボラの広報と子育てに関するさまざまな情報を発信してまいります。併せて、婚活イベント開催経費の補助、命の授業、子ども子育て支援法に基づく第2期子ども子育て支援事業計画の策定等、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない事業を引き続き総合的に展開し、安心して子育てができる住みよい環境づくりに努めてまいります。子どもの人材育成対策では、平成27年度から実施しております北広島ふるさと夢プロジェクトを継続し、体験活動を通じた感動、仲間意識の醸成や地域資源を活用した魅力ある事業により、北広島町でできることを再発見し、郷土愛の醸成を図ります。また、地元高等学校の存続は、町の活性化に不可欠であるため、クラブ活動の振興、塾運営など各校の実情に応じた学力、魅力向上に対する支援を継続してまいります。学校教育分野では、平成32年度以降、小中学校で順次進められている新学習指導要領完全実施に向けた外国語教育の時間数増に伴い、引き続き、外国語指導助手2名体制での充実を図ってまいります。生涯学習・スポーツ振興対策においては、子どもたちがさまざまなスポーツ競技において活躍が顕著となり、スポーツ振興の基盤をつくることは重要と考えています。引き続き、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、ドミニカ共和国選手団の事前合宿を受け入れ、練習、指導、交流、情報発信等を通じたスポーツ振興により町民の機運の醸成、地域活性化につなげてまいります。また、全国大会、国際大会で活躍している町内を拠点に活動するトップアスリートについて、ふるさと寄附制度を活用したトップアスリート支援事業を創設し、本町のスポーツ振興を牽引するスポーツ団体等を通じて支援してまいります。北広島町図書館のリニューアル事業につきましては、図書館機能の充実、郷土資料の紹介、展示スペースの拡

幅等が平成30年度に終了し、4月1日以降は、町民が利用しやすい知識、文化の拠点施設として再スタートいたします。施策テーマ3つ目は、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちです。子育て支援環境対策では、子育て支援の医療費負担軽減のため、高校生までの医療費支給助成事業、不妊治療助成事業、妊婦交通費助成事業を継続してまいります。健康増進対策として、元気づくり推進事業については、実施会場を4か所拡充するとともに、元気づくり体操を通して住民の支え合いの意識を醸成し、元気な地域の実現を目指します。また、医療費の削減、介護予防につなげてまいります。風しんや肺炎球菌、感染症などの予防接種について、引き続き接種勧奨を行い、感染拡大防止に努めてまいります。生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健診、がん検診受診率等の向上及び特定保健指導に継続して取り組んでまいります。地域医療確保対策では、豊平病院は、平成31年度から豊平診療所としてスタートいたします。診療所としての機能を発揮するために改修の必要があり、当面、利用者の皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、医療、介護、福祉の連携による事業や安佐市民病院を中心とした広域連携による医師派遣等、地域医療を確保するため、指定管理者と協力して進めてまいります。また、診療所への転換に伴い、創設する通院、交通確保事業は、診療所から千代田地域の医療機関までの交通手段を確保しております。いずれにしましても地域の皆様が医療の提供に関し、不安に思うことなく、安心して地域で暮らすことができるように努めてまいります。そのほか、休日、祝日における住民の安心につながる在宅当番医制については、山県郡医師会と連携して実施しておりますけれども、運営費の拡充を図ってまいります。高齢者生活支援対策では、平成33年度から平成35年度までの計画となる第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定業務に取り組みます。また、介護人材確保事業として、研修費用の補助を引き続き継続し、介護人材の確保、定着、質の向上に努めます。地域福祉対策として、地域の生活課題を解決するために行政、関係機関、住民がともに支え合う仕組みづくりを進めるため、地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。次に、施策テーマ4つ目は、やすらぎと便利さを感じられるまちです。生活交通体系の構築では、北広島町地域公共交通再編計画に基づき、通学、通院など地域の暮らしを支える交通手段について、ホープタクシーの充実を柱とした再編に向けた実証運行を平成31年度も継続し、効率的かつ効果的な運行、利用促進や魅力向上につながる交通体系の確保について引き続き検討してまいります。安全・安心なまちづくり対策として、消防署大朝出張所の高規格救急自動車の更新、豊平出張所の救急車に搭載のAEDの更新を行います。消防団においては、芸北地域の2台の消防ポンプ積載車の更新を行い、防災安全対策を推進してまいります。次に、全国的にも社会問題となっている空き家対策につきましては、危険空き家の除去や地域で活用するための空き家再生等推進事業を実施し、活力ある地域づくりに引き続き努めてまいります。社会資本整備対策では、引き続き道路新設改良などを計画的に進めるとともに、喫緊の課題である橋りょうについては、定期点検による適切な維持修繕など、長寿命化計画に基づき、安全かつ適正な道路環境の維持管理に努めてまいります。また、災害復旧事業では、平成29年、平成30年夏に発生しました豪雨災害の早期復旧を進めておりますが、平成31年度も引き続き着実に工事を進めてまいります。水道事業では、人口減少などに伴う経営環境の悪化、施設の老朽化、耐震化対策などが課題となっており、安全で安心な水を持続的・安定的に供給するため、県内広域連携協議会に参画し、広域化について検討を行っており、引き続き経営見通しの観点から、今後の動向に注視してまいります。また、下水道事業等の公営企業を取り巻く環境も一層厳しくなっており、将来にわたっ

て安定的な事業を継続していくため、中長期的視点に立った経営戦略に基づき、計画的かつ合理的な経営基盤の強化を目指し、経営環境の変化に適切に対応してまいります。なお、下水道事業におきましても、平成31年度から広域連携の検討をすることとなっております。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進するため、国土調査法に基づき、引き続き計画的に事業を推進してまいります。自然環境保全対策では、本町の豊かな自然、歴史、文化、自然環境の保全の一環として、里山の適正管理を目的に薪活事業を活用した仕組みづくりに努めるとともに、生物多様性の保全や木質バイオマス構想に基づく薪ストーブ購入補助事業について、引き続き取り組みます。次に、施策テーマの5つ目は、住民と行政が一体となって未来を創造するまちです。協働のまちづくり推進対策では、まちづくり基本条例の理念に基づき、住民と行政が役割を自覚し、相互に協力する協働のまちづくりを推進するため、対話、アイデアを試行する仕組みの形成やファシリテーター研修を行ってまいります。また、多様化する地域課題を解決するため、まちづくりを担う人材育成を担い手大学、仮称でございますが、として取り組み、住民が地域の担い手として活動、活躍するための人づくりの第一歩を進めてまいります。老朽化している千代田中央公民館の建て替え及び公民館跡地を含めた庁舎周辺の一体的整備については、公民館機能に加えて、本町における協働のまちづくり、人づくりの活動拠点としてのまちづくりセンターの建設に着手いたします。きたひろ応援ファンド事業では、引き続きふるさと寄附を活用し、まちづくり活動を行う団体等へ支援を行い、地域づくりの促進や振興を図ります。本町は、体育協会、総合型スポーツクラブなどを中心に地域でスポーツが行われていますが、町民がスポーツとさまざまなかわりを持つことで、生きがい、満足感を得るなど、相乗効果があることから、スポーツを核とした地域づくりを創設し、地域活動の活性化を進めてまいります。健全な行財政運営によるまちづくり対策として、町の財政状況を適切に把握するために作成する財務諸表については、町民と情報共有ができるよう、分かりやすい情報発信に努めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく更新、老朽化対策など、直面する課題に対し、施設の特性や町民ニーズを踏まえ、関係者と協議しながら、資産の有効活用と整理に努めてまいります。職員の人材育成につきましては、協働のまちづくり研修を中心にを行い、また、人事評価を通じて職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、業務遂行能力の向上に努めてまいります。以上、平成31年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について、その概要をご説明いたしました。平成31年度一般会計の総額は144億1000万円、前年度比2億3000万円、1.6%の減となっております。最後に、依然として厳しい財政運営が続くことから、中長期的な視点に立ち、財政健全化に取り組む一方で、町民の皆様とともに協働のまちづくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる明るく元気なまちづくりを目指し、2期目の半ばを迎え、原点に立ち返り、新たな気持ちで全職員と総力を挙げて邁進してまいります。町民の皆様におかれましては、厳しい財政状況について特段のご理解をいただくとともに、円滑な町政運営へのご支援、ご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げております平成31年度予算案を初め各種案件につきまして、十分にご審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本裕之） これをもって、町長の施政方針を終わります。暫時休憩します。3時25分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 15分 休憩

午後 3時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第24号 平成31年度北広島町一般会計予算から

日程第47 議案第34号 平成31年度北広島町水道事業会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第37、議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算から、日程第47、議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算までを一括議題とします。以上、平成31年度予算関係11議案について、提案理由を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成31年度予算の概要につきまして、一括して説明をします。別冊の平成31年度一般会計予算書をお願いします。議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ144億1000万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を10億8650万円と定め、また、一時借入金については、借り入れの最高額を20億円と定めるものです。別冊の平成31年度特別会計予算書をお願いします。議案第25号、平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6600万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第26号、平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7000万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を1億550万円と定め、また一時借入金については、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第27号、平成31年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4100万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第28号、平成31年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8200万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第29号、平成31年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7500万円とするものです。また一時借入金については、借り入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第30号、平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算で

す。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第31号、平成31年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億210万円とするものです。また地方債については、第2表において借入限度額を80万円と定め、一時借入金については、借入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第32号、平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、北広島町情報基盤整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2100万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を1000万円と定め、また一時借入金については、借入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第33号、平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9600万円とするものです。一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の平成31年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を6億1850万6000円、収益的支出の予算額を5億3194万5000円とし、第4条の資本的収入の予算額を4000万円、資本的支出の予算額を2億7906万1000円とするものです。第5条において、企業債の限度額を4000万円とし、第6条において、一時借入金に借入限度額を5000万円と定め、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条において、他会計からの補助金の金額を定めるものであります。以上、予算議案11件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、平成31年度北広島町予算関係11議案の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第48 発議第2号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（宮本裕之） 日程第48、発議第2号、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。ただいま提案のありました議案第24号から議案第34号までの平成31年度北広島町予算関係11議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。従って、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、平成31年度北広島町予算関係11議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に14番、中田議員、副委員長に15番、大林議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、予算審査特別委員会委員長に14番、中田

議員、副委員長に15番、大林議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第49 同意第1号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（宮本裕之） 日程第49、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の66ページをお願いします。同意第1号、北広島町教育委員の任命の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。北広島町大塚348番地、長田克司さんです。同意についてよろしくお願ひします。
- 議長（宮本裕之） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（宮本裕之） 日程第50、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集68ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として、法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。北広島町南方4448番地、吉原陽壯さん、北広島町木次661番地、上田早苗さんです。以上、よろしくお願ひいたします。
- 議長（宮本裕之） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、吉原陽壯さん、上田早苗さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。次の本会議は、3月6日午前10時から一般質問の予定となっていますので、よろしくお願ひいたします。本

日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 41分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~